

**社会医療法人北斗会 大洲中央病院**  
**指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)**

**運営規定**

**【事業の目的】**

第1条

社会医療法人北斗会大洲中央病院が実施する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護又は要支援状態となった利用者の意思及び人格を尊重した上で適切なリハビリテーションを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

**【運営方針】**

第2条

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、医師の指示に基づき、常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を的確に把握した上で適切な訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て、懇切丁寧なサービス提供に努めるものとする。事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

**【事業所の名称等】**

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称：社会医療法人北斗会 大洲中央病院  
介護保険事業所番号 3810728117
- (2)所在地：愛媛県大洲市東大洲5番地

**【従業者の職種、員数及び職務の内容】**

第4条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)医師：1名以上（病院業務と兼務）  
医師は定期的な診察のもと、リハビリテーションの目的や留意事項を含めた適切な指示を行う。
- (2)作業療法士及び理学療法士：2名以上  
作業療法士及び理学療法士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るため、必要なリハビリテーション、指導を行う。

## 【営業日及び営業時間】

### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日：月曜日から金曜日。

但し、土・日・祝祭日・国民の休日・年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

(2)営業時間：午前8時30分～午後5時30分までとする。

## 【指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料等】

### 第6条

(1)利用料：サービスに対する利用者負担金は、定める利用単位毎の料金を元に計算される。  
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められている為、契約期間中にこれ  
が変更になった場合、関係法令に従って改定後の料金が適用される。

(2)交通費：大洲市・内子町の利用者は無料。それ以外の地域については、作業療法士及び理  
学療法士が訪問する為の交通費が別途必要である（訪問1回につき片道概ね15  
km未満500円、15km以上1,000円）。尚交通費の徴収に際しては、あらかじめ当  
該サービスの内容及び費用についての説明に伴い、利用者の同意を得ることとす  
る。

(3)解約料：利用者はいつでも解約することができ、それにかかる解約料は不要である。

(4)支払方法：利用者負担金（交通費を含む）は、1ヶ月単位で請求する（領収証発行）。

## 【通常の事業の実施地域】

### 第7条

大洲市・内子町

（但し、大洲市柳沢・田処・喜多山・藤縄・恋木各地区 大洲市長浜穂積・今坊・櫛生・出  
海・須沢・戒川・豊茂各地区 大洲市河辺地区全般 内子町石畳地区 内子町小田地  
区全般は除外）※除外地域や表記以外の地域も相談可。

## 【サービスの主な内容】

### 第8条

作業療法士及び理学療法士が、利用者についてその病状及び心身の状況ならびに日常生活、そ  
の置かれている生活環境、家族関係等を的確に把握し、訪問リハビリテーション（指定介護予  
防訪問リハビリテーション）計画を作成し、それに基づき適切なサービスを提供する。具体的  
には、運動機能及び日常生活動作能力の減退防止・向上を目指した、体位変換・起坐・離床の  
訓練、起立訓練、食事訓練、排泄訓練、生活適応訓練、基本的対人訓練など。利用期間及び利  
用回数は相談にて決定する。

## 【サービスの利用方法】

### 第9条

サービスの利用開始及び終了に関しては次のとおりとする。

(1)サービスの利用開始

居宅介護支援事業者、介護支援専門員等に相談のうえ、サービス提供可能であれば契約締結後サービスを開始する。

## (2)サービスの終了

### ①利用者都合でサービスを終了する場合

文書による申し出で解約可とする。

### ②事業所都合でサービスを終了する場合

人員不足等止むを得ない事情によりサービス提供を終了する場合、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、担当の介護支援専門員に連絡する。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了することとする。

- ・利用者が介護老人保健施設や医療施設に入所または入院した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が逝去した場合

### ④その他

利用者や家族などが、事業所や事業所の作業療法士及び理学療法士に対して、本契約を継続しがたいほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了する場合がある。

## 【緊急時における対応方法】

### 第10条

- 1.指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を行っている時に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医及び管理者に連絡する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2.利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3.利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 【虐待防止に関する事項】

### 第11条

- 1.事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2.事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3.介護事業部訪問リハビリテーション虐待防止委員会について

## (1)役割

- ①院長・理事長：虐待防止に関する最終責任者
- ②虐待防止委員長：委員会全体の責任者
- ③虐待防止委員

## (2)委員構成

- ・ 院長・理事長：大久保啓二
- ・ 事務部長：東研志
- ・ 虐待防止委員長：宮下英二
- ・ 虐待防止委員及び担当者：福田修治

## (3)委員会の実施頻度

- ・ 1回／年 毎年6月実施
- ※虐待疑いのある事案が発生した場合はその都度開催

## (4)内容

- ・ 虐待防止委員会の運営実施
- ・ 虐待防止のための指針作成及び整備
- ・ 虐待防止のための研修の運営及び実施
- ・ 虐待防止に関する情報収集及び周知
- ・ 虐待や虐待疑い事案が発生した場合の対応の検討及び決定、再発防止柵の検討及び決定結果の周知

## 【その他運営に関する重要事項】

### 第12条

#### 1.記録の整備

作業療法士及び理学療法士は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）計画書・診療記録その他の個々の訪問リハビリテーションに係る記録を、その完結の日から5年間保存するものとする。

#### 2.秘密保持

作業療法士及び理学療法士は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用規約の内容とする。

#### 3.従事者の資質の向上

指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては、社会的使命を十分に認知し、利用者に適切なサービスを提供するよう努める。

#### 4.事故発生時の対応

(1)作業療法士及び理学療法士は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(2)事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行う。

#### 5.この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、運営会議にて定めるものとする。

## 附則

この規定は、平成30年5月1日から施行する。

この規定は、令和3年3月17日から改定施行する。

この規定は、令和4年4月1日から改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改定施行する。